

非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則〔未施行〕 の新旧対照

条文（一部抜粋）

平成24年7月17日に公布された「非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則」（最高裁判所規則第9号）により改められた最高裁判所規則のうち、主要な規則の新旧対照条文を参考までに掲載したものです。

左記の各規則は、いずれも平成25年1月1日から施行されます。

なお、改正後の条文が当ウェブサイトに掲載された後には、本新旧対照条文は掲載を終了いたします。

目次

一	民事調停規則	3ページ
二	借地非訟事件手続規則	16ページ
三	鑑定委員規則	29ページ
四	民事訴訟費用等に関する規則	31ページ
五	民事調停委員及び家事調停委員規則	34ページ
六	専門委員規則	36ページ
七	人事訴訟規則	38ページ
八	労働審判規則	40ページ
九	会社非訟事件等手続規則	47ページ
十	一般社団法人等非訟事件手続規則	56ページ

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節 通則（第一条 第二十四条）</p> <p>第二節 民事調停官（第二十五条・第二十六条）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 宅地建物調停（第二十七条）</p> <p>第一節の二 第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（規則の趣旨）</p> <p>第一条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号。以下「法」という。）による調停に関しては、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（移送等における取扱い）</p> <p>第二条 裁判所は、法第四条第一項ただし書、第二項ただし書又は第三項の規定による裁判をするときは、当事者の意見を聴くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第一節 通則（第一条 第二十六条の二）</p> <p>第二節 民事調停官（第二十七条）</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第一節 宅地建物調停（第二十七条の二）</p> <p>第一節の二 第四節（同上）</p> <p>附則</p> <p>（規則の趣旨）</p> <p>第一条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号。以下「法」という。）による調停に関しては、同法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（新設）</p>

(調停の申立て)

第三条 法第四条の二第一項の申立書には、申立ての趣旨及び紛争の要点並びに第二十四条において準用する非訟事件手続規則(平成十四年最高裁判所規則第七号)(第一条第一項各号に掲げる事項を記載するほか、紛争の要点に関する証拠書類があるときは、その写しを添付しなければならない。

(民事調停委員の除斥及び回避)

第四条 民事調停委員の除斥及び回避については、非訟事件手続規則第八条から第十条までの規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、簡易裁判所の民事調停委員の回避の許可は、その民事調停委員の所属する裁判所の裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十七条に規定する裁判官がする。

(削る)

(削る)

(調停の申立て)

第二条 調停の申立てをするには、その趣旨及び紛争の要点を明らかにし、証拠書類がある場合には、同時に、その原本又は写しを差し出さなければならない。

(新設)

(申述の方式)

第三条 申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができる。
2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述しなければならない。この場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。

(移送の決定に対する抗告)

第四条 法第四条の規定による移送の決定に対しては、当事者は、即時抗告をすることができる。

(削る)

(民事執行の手續の停止)

第五条 調停事件の係属する裁判所は、紛争の実情により事件を調停によつて解決することが相当である場合において、調停の成立を不能にし又は著しく困難にするおそれがあるときは、申立てにより、担保を立てさせて、調停が終了するまで調停の目的となつた権利に関する民事執行の手續を停止することを命ずることができる。ただし、裁判及び調書その他裁判所において作成する書面の記載に基づく民事執行の手續については、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の申立てをするには、その理由を疎明しなければならない。

4・5 (略)

(調停前の措置をする場合の制裁の告知)

第六条 調停委員会は、法第十二条第一項の措置をする場合には、同時にその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

(訴訟手續の中止)

第五条 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属するとき、又は法第二十条第一項若しくは法第二十四条の二第二項の規定により訴訟事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停が終了するまで訴訟手續を中止することができる。ただし、訴訟事件について争点及び証拠の整理が完了した後において当事者の合意がない場合には、この限りでない。

(民事執行の手續の停止)

第六条 調停事件の係属する裁判所は、紛争の実情により事件を調停によつて解決することが相当である場合において、調停の成立を不能にし又は著しく困難にするおそれがあるときは、申立てにより、担保を立てさせて、調停が終了するまで調停の目的となつた権利に関する民事執行の手續を停止することを命ずることができる。ただし、裁判及び調書その他裁判所において作成する書面の記載に基づく民事執行の手續については、この限りでない。

2 (同上)

3 前二項の申立をするには、その理由を疎明しなければならない。

4・5 (同上)

(調停前の措置をする場合の制裁の告知)

第十六条 調停委員会は、法第十二条の措置をする場合には、同時にその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

(期日の呼出状)

第七条 (削る)

調停手続の期日の呼出状には、不出頭に対する法律上の制裁を記載しなければならない。

(本人の出頭義務)

第八条 調停委員会の呼出しを受けた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 次に掲げる者以外の者を前項の代理人とするには、調停委員会の許可を受けなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(期日外の準備)

第九条 調停に関与する者は、調停が適正かつ迅速に行われるように、調停手続の期日外において十分な準備をしなければならない。

(申立書の補正等の促し)

第十条 調停主任は、法第四条の二第一項の申立書の補正又は調停手続に必要な書類の提出を促す場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(期日の呼出)

第七条 調停委員会は、期日を定めて、事件の關係人を呼び出さなければならない。

2 呼出状には、不出頭に対する法律上の制裁を記載しなければならない。

(本人の出頭義務)

第八条 調停委員会の呼出しを受けた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる。

2 次に掲げる者以外の者を前項の代理人又は補佐人とするには、調停委員会の許可を受けなければならない。

一・二 (同上)

3 (同上)

(期日外の準備)

第八条の二 調停に関与する者は、調停が適正かつ迅速に行われるように、期日外において十分な準備をしなければならない。

(申立ての補正等の促し)

第八条の三 調停主任は、申立ての補正又は調停手続に必要な書類の提出を促す場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(期日調書の形式的記載事項)

第十一条 法第十二条の五の調書(次項及び次条において「期日調書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事件の表示

二 調停主任又は民事調停官、民事調停委員及び裁判所書記官の氏名

三 出頭した当事者、参加人、代理人、補佐人、通訳人及びその他の関係人の氏名

四 期日の日時及び場所

2 期日調書には、裁判所書記官が記名押印し、調停主任が認印しなければならぬ。

(調停の場所)

第九条 調停委員会は、事件の実情によつて、裁判所外の適当な場所で調停をすることができる。

(手続の非公開)

第十条 調停の手続は、公開しない。但し、調停委員会は、相当であると認める者の傍聴を許すことができる。

(調書)

第十一条 裁判所書記官は、調停手続について、調書を作らなければならない。但し、調停主任においてその必要がないと認めて許可したときは、この限りでない。

(新設)

3 前項の場合において、調停主任に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

(期日調書の実質的記載事項)

第十二条 期日調書には、手続の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- 一 申立ての趣旨又は紛争の要点の変更、申立ての取下げ及び法第十六条の合意
- 二 法第十三条又は第十四条の規定による事件の終了
- 三 証拠調べの概要
- 四 調停主任が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項
- 五 書面を作成しないうでした裁判

(事実の調査)

第十三条 (削る)

(削る)

(略)

2 (略)

(削る)

(意見の聴取の囑託)

(新設)

第十二条 調停委員会は、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調べをすることができる。

(職権調査)

2 調停委員会は、調停主任に事実の調査又は証拠調べをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを囑託することができる。

(同上)

4 (同上)

5 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

(意見の聴取の囑託)

<p>第十四条 (略)</p>	<p>第十二条の二 (同上)</p>
<p>(嘱託に係る事実の調査等の民事調停委員等による実施)</p>	<p>(嘱託に係る事実の調査等の民事調停委員等による実施)</p>
<p>第十五条 法第二十二條において準用する非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第五十一條第一項又は第二項の規定による嘱託を受けた裁判所は、相当であると認めるときは、民事調停委員又は裁判所書記官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることができる。</p>	<p>第十二条の三 第十二條第二項の規定による嘱託を受けた裁判所は、相当であると認めるときは、民事調停委員又は裁判所書記官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同上)</p>
<p>(調査の嘱託)</p>	<p>(調査の嘱託)</p>
<p>第十六条 (略)</p>	<p>第十三条 (同上)</p>
<p>(調停委員会の嘱託の手続)</p>	<p>(調停委員会の嘱託の手続)</p>
<p>第十七条 (略)</p>	<p>第十三条の二 (同上)</p>
<p>(専門的な知識経験に基づく意見の聴取)</p>	<p>(専門的な知識経験に基づく意見の聴取)</p>
<p>第十八条 (略)</p>	<p>第十四条 (同上)</p>
<p>(費用の立替等)</p>	<p>(費用の立替等)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第十五条 事実の調査、証拠調、呼出、告知その他必要な処分費用は、国庫において立て替える。但し、調停委員会は、当事者にその費用を予納させることができる。</p>
<p>(調停主任の指揮権)</p>	<p>(調停主任の指揮権)</p>

(削る)

(調停委員会の決議)

第十九条 (略)

(評議の秘密)

第二十条 (略)

(裁判官の調停)

第二十一条 第六条、第八条及び第十条から第十八条まで(第十三条第一項を除く。)の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。この場合において、第十条から第十二条までの規定中「調停主任」とあるのは、「裁判官」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第十七条 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(調停委員会の決議)

第十八条 (同上)

(評議の秘密)

第十九条 (同上)

(裁判官の調停)

第二十条 第七条、第八条、第八条の三及び第九条から第十六条(第十二条第三項を除く。)までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。この場合において、第八条の三及び第十一条ただし書中「調停主任」とあるのは、「裁判官」と読み替えるものとする。

(異議申立却下の決定に対する抗告)

第二十一条 法第十八条第一項の規定による異議の申立てを却下する決定に対しては、異議申立人は、即時抗告をすることができる。

(費用の負担)

第二十二条 法第十六条の規定により調停が成立した場合において、調停条項中に費用の負担に関する定をしないときは、各当事者は、その支出した費用をみずから負担するものとする。

(記録の閲覧等)

(削る)

(当事者に対する通知)

第二十二條 法第十三條若しくは第十四條(これらの規定を法第十五條において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了したとき、又は法第十八條第四項の規定により決定が効力を失つたときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 調停の申立ての取下げがあつたときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。

3 法第十七條の決定がされた後に調停の申立ての取下げがあつた場合において、相手方が申立ての取下げに同意したときは、裁判所書記官は、その旨を申立人に通知しなければならない。

(受訴裁判所等に対する通知)

第二十三條 法第二十條第二項の規定により訴えの取下げがあつたものとみなされるときは、調停事件の係属した裁判所の裁判所書記官は、受訴裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十條第四項において準用する同條第二項の

第二十三條 当事者又は利害關係人は、裁判所書記官に対し、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の交付を求めることができる。但し、閲覧又は謄写については、記録の保存又は裁判所の執務に差しつかえがあるときは、この限りでない。

(当事者に対する通知)

第二十五條 法第十三條若しくは第十四條(これらの規定を法第十五條において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了したとき、又は法第十八條第二項の規定により決定が効力を失つたときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(新設)

(新設)

(受訴裁判所に対する通知)

第二十四條 法第二十條第二項の規定により訴えの取下げがあつたものとみなされるときは、調停事件の係属した裁判所の裁判所書記官は、受訴裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(新設)

規定により非訟事件の申立ての取下げがあったものとみなされる場合に^一ついて準用する。

(非訟事件手続規則の準用)

第二十四条 特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則の規定を準用する。ただし、同規則第四十四条及び第四十九条第二項の規定は、この限りでない。

(削る)

(削る)

(民事調停官の権限)

第二十五条 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この規則の規定(前条において準用する非訟事件手続規則の規定を含む。)及び特定調停手続規則(平成十二年最高裁判所規則第二号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

(新設)

(過料の決定に対する抗告)

第二十六条 過料の決定に対しては、その決定を受けた者は、即時抗告をすることができる。

(即時抗告の効力)

第二十六条の二 第四条、第二十一条及び前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(民事調停官の権限)

第二十七条 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この規則の規定(第十二条第五項の規定によりその例によることとされる民事訴訟に関する法令の規定を含む。)及び特定調停手続規則(平成十二年最高裁判所規則第二号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第五条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二 第五条第四項において準用する民事訴訟法第七十六条、第七十九条第一項から第三項まで及び第八十条の規定並びに民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第二十九条第二項において準用する同条第一項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三 前条において準用する非訟事件手続規則の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

四 (略)

(民事調停官の除斥等)

第二十六条 民事調停官の除斥、忌避及び回避については、非訟事件手続規則第八条から第十条までの規定を準用する。

(当事者の審尋)

第二十七条 (略)

(小作官等に対する事件受理等の通知)

第二十八条 裁判所が調停の申立てを受けたときは、裁判所書記官は、小作官又は小作主事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、法第四条第一項本文又は第二項の規定により事件を移送する場合は、この限りでない。

一 第六条第一項及び第二項並びに第十四条第二項の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二 第六条第四項において準用する民事訴訟法第七十六条、第七十九条第一項から第三項まで及び第八十条の規定並びに民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第二十九条第二項において準用する同条第一項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

(新設)

三 (同上)

(新設)

(当事者の審尋)

第二十七条の二 (同上)

(小作官等に対する事件受理等の通知)

第二十八条 裁判所が調停の申立てを受けたときは、裁判所書記官は、小作官又は小作主事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、法第四条第一項本文の規定により事件を移送する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、裁判所が事件の移送を受け若しくは法第二十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により事件を受理したとき、又は受訴裁判所が同条第一項の規定により若しくは非訟事件が係属している裁判所が同条第四項において準用する同条第一項の規定により事件を調停に付した上自ら処理することとしたときに準用する。

（和解の仲介）

第二十九条 調停委員会は、紛争の実情により適当であると認めるときは、いつでも、農業委員会に和解の仲介をさせることができる。

2 （略）

（小作官等に対する事件終了等の通知）

第三十三条 事件が終了したとき、又は法第十八条第四項の規定により決定が効力を失ったときは、裁判所書記官は、小作官又は小作主事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（宅地建物調停に関する規定の準用）

第三十四条 第二十七条の規定は、商事調停事件に準用する。

（小作官等の意見陳述）

第三十六条 小作官又は小作主事は、調停の目的となつた紛争が農地その他の農業用資産の利用関係に関連する場合には、調停委員会对し、意見を述べることができる。

2 前項本文の規定は、裁判所が事件の移送を受け若しくは法第二十条の規定により事件を受理したとき、又は受訴裁判所が同条の規定により事件を調停に付した上自ら処理することとしたときに準用する。

（和解の仲介）

第二十九条 調停委員会は、紛争の実情により適当であると認めるときは、何時でも、農業委員会に和解の仲介をさせることができる。

2 （同上）

（小作官等に対する事件終了等の通知）

第三十三条 事件が終了したとき、又は法第十八条第二項の規定により決定が効力を失ったときは、裁判所書記官は、小作官又は小作主事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（宅地建物調停に関する規定の準用）

第三十四条 第二十七条の二の規定は、商事調停事件に準用する。

（小作官等の意見陳述）

第三十六条 小作官又は小作主事は、調停の目的となつた紛争が農地その他の農業用資産の利用関係に関連する場合には、調停委員会对し、意見を述べることができる。

2 (略)	<p>(代表当事者の選任等) 第二十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 代表当事者が選任されたときは、<u>調停手続の期日の呼出しは</u>、代表当事者に対してすれば足りる。</p> <p>5 (略)</p>	2 (同上)	<p>(代表当事者の選任等) 第二十七条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 代表当事者が選任されたときは、<u>期日の呼出しは</u>、代表当事者に対してすれば足りる。</p> <p>5 (同上)</p>
----------	---	-----------	---

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>（削る）</p> <p>（この規則の解釈及び運用）</p> <p>第一条 この規則は、借地借家法（平成三年法律第九十号。以下「法」という。）<u>第四十一条の事件の手続が公正かつ迅速に行われるように</u>解釈し、<u>運用しなければならない。</u></p> <p>（管轄の合意の方式・法第四十一条）</p> <p>第二条 法第四十一条ただし書の合意は、<u>書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができ</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第十六条）</p> <p>第二章 第一審の手続（第十七条 第三十三条の二）</p> <p>第三章 抗告審の手続（第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（この規則の趣旨）</p> <p>第一条 借地借家法（平成三年法律第九十号。以下「法」という。）<u>第四十一条の事件の手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>（この規則の解釈及び運用）</p> <p>第二条 この規則は、<u>手続が公正かつ迅速に行なわれるように</u>解釈し、<u>運用しなければならない。</u></p> <p>（管轄の合意の方式）</p> <p>第三条 法第四十一条ただし書の合意は、<u>書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができ</u></p>

<p>ない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。() によつてすることを要しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 第一項の事件について非訟事件手続法第二十一条第二項の規定による参加の許可の裁判があつたときは、裁判所書記官は、非訟事件手続規則第十五条第三項の規定による通知をするほか、当事者及び利害関係参加人(同法第二十一条第二項の規定による参加の許可の申立てをした者を除く。)に対し、同法第二十一条第三項(同法第二項の規定による参加の許可の申立てに係る部分に限る。)において準用する同法第二十条第二項の書面の写しを送付しなければならない。</p> <p>4 法第四十三条第二項の書面には、当事者、利害関係参加人及び同</p>
<p>ない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。() によつてすることを要しない。</p> <p>2 (同上)</p>	<p>3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立てをするには、その趣旨及び理由を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>4 前項の書面には、当事者及び第二項の当事者となる資格のある者の数に応じた副本を添付しなければならない。</p> <p>5 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

条第一項の規定による参加の裁判を受ける者となるべき者の数に応じた当該書面の写し並びに法第四十一条の事件の手續に参加する者が当事者となる資格を有する者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

5 法第四十三条第一項の規定による参加の申立てがあつた場合には、裁判所が直ちに当該申立てを却下する裁判をしたときを除き、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人（同項の申立てをした者を除く。）並びに同項の規定による参加の裁判を受ける者となるべき者に対し、同条第二項の書面の写しを送付しなければならない。

6 前項の書面の写しを送付した後法第四十三条第一項の規定による参加についての裁判があつた場合には、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

（脱退）

第四条 非訟事件手続法第二十条第一項又は法第四十三条第一項の規定により法第四十一条の事件の手續に参加した者がある場合においては、参加前の当事者は、その相手方の承諾を得て手續から脱退することができる。

（削る）

6 第一項又は第二項の規定により参加した者がある場合においては、参加前の当事者は、その相手方の承諾を得て手續から脱退することができる。

（代理権の範囲）

第六条 代理人は、委任を受けた事件につき、法第十九条第三項（同条第七項並びに法第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。）の申立て、参加及び強制執行に関する行為をし、弁済を受

<p>2 手続代理人は、前項の規定による脱退については、特別の委任を受けなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(主任鑑定委員・法第四十七条)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(鑑定委員の立会い・法第四十七条)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(鑑定委員会の決議・法第四十七条)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(鑑定委員会の意見・法第四十七条)</p>	<p>領することができる。</p> <p>2 代理人は、次の事項については、特別の委任を受けることを要する。</p> <p>一 法第十九条第三項(同条第七項並びに法第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。)の申立て</p> <p>二 法第四十一条の事件の申立ての取下げ、和解又は第七条第六項の規定による脱退</p> <p>三 法第四十八条第一項の裁判に対する抗告若しくはその抗告に係る抗告裁判所の裁判に対する抗告又はこれらの取下げ</p> <p>四 代理人の選任</p> <p>3 代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない代理人については、この限りでない。</p> <p>(主任鑑定委員)</p> <p>第二十七条 (同上)</p> <p>(鑑定委員の立会い)</p> <p>第二十八条 (同上)</p> <p>(鑑定委員会の決議)</p> <p>第二十九条 (同上)</p> <p>(鑑定委員会の意見)</p>
--	---

<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 裁判所は、第一項の意見を聴いたときは、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知し、その陳述を聴かなければならない。</p> <p>(鑑定委員会の意見等の記録・法第四十七条)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(申立ての方式)</p> <p>第十条 (削る)</p> <p>法第四十一条の事件の申立書には、申立ての趣旨及び原因、申立てを理由づける事実並びに非訟事件手続規則第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>一 借地契約の内容</p> <p>二 申立て前にした当事者間の協議の概要</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 法第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の申立てをするには、建物を競売又は公売によって買い受けた事実及</p>	<p>第三十条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 裁判所は、第一項の意見をきいたときは、その旨を当事者に告知し、その陳述をきかなければならない。</p> <p>(鑑定委員会の意見等の記録)</p> <p>第三十一条 (同上)</p> <p>(申立ての方式)</p> <p>第十七条 法第四十一条の事件の申立ては、書面によつてしなければならない。</p> <p>2 申立書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申立人及び相手方の氏名、住所</p> <p>二 代理人によつて申立てをするときはその氏名、住所</p> <p>三 申立ての趣旨及び理由</p> <p>四 借地契約の内容</p> <p>五 申立て前にした当事者間の協議の概要</p> <p>六 年月日</p> <p>七 裁判所の表示</p> <p>3 申立書には、相手方の数と同数の副本を添附しなければならない。</p> <p>4 法第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の申立てをするには、建物を競売又は公売によって買い受けた事実及</p>
--	--

び建物の代金を支払った日を証する書面を申立書に添付しなければならない。

3 借地契約書その他の証拠書類があるときは、その写しを申立書に添付しなければならない。

(申立書の送達・法第五十条)

第十一条 前条第一項の申立書の送達は、申立人から提出された副本によつてする。

(建物等の譲受けの申立期間等)

第十二条 裁判所は、法第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)又は法第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の申立てを適法と認めるときは、法第十九条第三項(同条第七項及び法第二十条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の申立てをする期間を定めなければならない。ただし、借地権設定者が法第十九条第三項の申立てをしない旨を明らかにしたときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 借地権設定者が法第十九条第七項において準用する同条第三項又は法第二十条第五項において準用する同条第二項において準用する法第十九条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を証する書

び建物の代金を支払った日を証する書面を申立書に添付しなければならない。

5 借地契約書その他の証拠書類があるときは、その写しを申立書に添付しなければならない。

(新設)

(建物等の譲受けの申立期間等)

第十二条 裁判所は、法第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)又は法第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の申立てを適法と認めるときは、法第十九条第三項(同条第七項並びに法第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。)の申立てをする期間を定めなければならない。

2・3 (同上)

4 借地権設定者が法第十九条第七項又は法第二十条第五項において準用する法第十九条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を証する書面を申立書に添付しなければならない。

面を申立書に添付しなければならない。

(申立ての変更に係る書面等の送付)

第十三条 法第四十一条の事件について、申立人が書面で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その書面を相手方及び利害関係参加人に送付しなければならない。

2 前項の事件の手續の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その期日の調書の謄本を相手方及び利害関係参加人(その期日に出頭した者を除く。)に送付しなければならない。

(審問期日・法第五十一条)

第十四条 裁判所は、第十条第一項の申立書を相手方に送達した後、特別の事情がない限り速やかに、審問期日を開くものとする。

(期日の通知)

第十五条 審問及び証拠調べの期日は、当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(審理の準備及び計画)

第十六条 裁判所は、速やかに、当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理をし、審理の計画を立てなければならない。

(新設)

(審問期日)

第二十条 裁判所は、申立書の副本を相手方に送達した後、特別の事情がない限りすみやかに、審問期日を開くものとする。

(期日の告知)

第十五条 審問及び証拠調べの期日は、当事者に告知しなければならない。

(審理の準備及び計画)

第二十一条 裁判所は、すみやかに、当事者の陳述をきいて争点及び証拠の整理をし、審理の計画を立てなければならない。

<p>2 (略)</p>	<p>2 (同上)</p>
<p>(当事者の陳述)</p>	<p>(当事者の陳述)</p>
<p>第十七条 (略)</p>	<p>第二十三条 (同上)</p>
<p>2 裁判所は、鑑定委員会に意見を求める前に、法第十七条第三項、第十八条第一項後段、第十九条第一項後段(同条第七項において準用する場合を含む。)又は第二十条第一項後段(同条第五項において準用する場合を含む。)の裁判に関する当事者の陳述を聴かなければならない。</p>	<p>2 裁判所は、鑑定委員会に意見を求める前に、法第十七条第三項、法第十八条第一項後段、法第十九条第一項後段(同条第七項において準用する場合を含む。)又は法第二十条第一項後段(同条第五項において準用する場合を含む。)の裁判に関する当事者の陳述を聴かなければならない。</p>
<p>(提出書類の直送)</p>	<p>(提出書類の直送)</p>
<p>第十八条 当事者及び利害関係参加人が陳述書、証拠書類その他裁判の資料となる書類を提出するときは、当該書類について直送をしなければならぬ。</p>	<p>第二十四条 当事者が陳述書、証拠書類その他裁判の資料となる書類を提出するときは、当該書類について直送(当事者の相手方に対する直接の送付をいう。次項において同じ。)をしなければならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>2 民事訴訟規則第四十七条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の書類の直送について準用する。</p>
<p>(調査の囑託等)</p>	<p>(調査の囑託)</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>第二十五条 (同上)</p>
<p>2 裁判所は、相当と認めるときは、事実の調査を裁判所書記官に命じて行わせることができる。</p>	<p>2 前項に規定する囑託の手続は、裁判所書記官がする。</p>
<p>(申立ての取下げの合意の方式)</p>	<p>(取下げの合意の方式)</p>
<p>第二十条 法第十九条第五項(同条第七項及び法第二十条第二項(同</p>	<p>第十三条 法第十九条第五項(同条第七項並びに法第二十条第二項及</p>

条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に定める当事者の合意は、書面によつてしなければならない。

（申立ての取下げがあつた場合の取扱い等）

第二十一条 法第四十一条の事件の申立ての取下げがあつたとき（次項に規定する場合を除く。）は、裁判所書記官は、その旨を相手方及び利害関係参加人に通知しなければならない。

2 法第十九条第五項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により当事者の合意がなければ申立てを取り下げることができない場合において、その取下げがあつたときは、裁判所書記官は、その旨を利害関係参加人に通知しなければならない。

3 法第四十一条の事件の申立ての取下げについては、非訟事件手続規則第四十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

（裁判書の送達・法第五十五条）

第二十二条 （削る）

法第五十五条第一項の規定による裁判書の送達は、その正本によつてする。

（申立書の送達の規定の準用・法第六十条）

第二十三条 第十一条の規定は、法第五十五条第一項の裁判に対する

び第五項において準用する場合を含む。）に定める当事者の合意は、書面によつてしなければならない。

（新設）

第三十三条 法第四十一条の事件の申立てに対する決定をするには、主文及び理由を記載した決定書を作成し、決定をした裁判官が記名押印しなければならない。

2 前項の決定は、決定書の正本を当事者に送達して告知しなければならない。

（第一審の手続の規定の準用）

第三十四条 第十八条及び第二十三条から前条までの規定は、抗告審

即時抗告があつた場合について準用する。

の手續に準用する。

(削る)

(移送)

第四条 裁判所は、事件がその管轄に属しない場合には、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

2 移送の裁判及び移送の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(裁判所職員を除斥等)

第四条の二 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の規定は、法第四十一条の事件について準用する。

(削る)

(代理)

第五条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ代理人になることができない。ただし、簡易裁判所においては、裁判所の許可を得て、弁護士でない者を代理人とすることができる。

(削る)

2 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

4 前項の書面が私文書であるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを代理人に命ずることができる。この命令に対しては、不服を申し立てることができない。

(削る)

(受継)

第八条 当事者が死亡、破産手続開始の決定その他の理由によつて手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。

2 前項の場合には、裁判所は、手続を続行する資格のある者に手続を受継させることができる。

(削る)

第九条 削除

(削る)

(救助)

第十条 法第四十一条の事件に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第四章第三節及び民事訴訟規則第一編第四章第三節の規定を準用する。

(削る)

(手続の分離又は併合)

第十一条 裁判所は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。

(削る)

(手続の中止)

第十二条 裁判所は、借地権の目的の土地に関する権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、法第四十一条の事件の手続を中止することができる。

2 前項の規定は、法第四十一条の事件について民事調停法（昭和二

十六年法律第二百二十二号)による調停事件が係属する場合に準用する。

(調書)

第十四条 裁判所書記官は、審問、証拠調べ及び和解については、調書を作り、事実の探知については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならない。

(事件の記録の正本等の様式)

第十四条の二 民事訴訟規則第三十三条の規定は、法第四十一条の事件の記録について準用する。

(送達等)

第十六条 送達については、民事訴訟の例による。

2 送達以外の方法によつて告知をしたときは、裁判所書記官は、その日時及び方法を記録上明らかにしておかなければならない。

(不適法な申立ての却下)

第十八条 申立てが明らかに不適法であつて補正することができないものであるときは、裁判所は、当事者の陳述をきかないで、直ちにこれを却下することができる。

(申立書の副本の送達)

第十九条 裁判所は、前条の場合を除き、第十七条第三項の申立書の

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

	<p>2 副本を相手方に送達しなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、申立書の副本を送達することができない場合に準用する。</p> <p>(事実の探知についての告知)</p> <p>第二十六条 裁判所は、事実の探知をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならない。</p> <p>(費用の裁判)</p> <p>第三十二条 裁判所は、費用の裁判をするについて必要があると認めるときは、当事者に費用計算書の提出を命ずることができる。</p> <p>2 民事訴訟規則第二十四条から第二十八条までの規定は、法第十九条第四項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。)の場合について準用する。</p> <p>(和解及び調停)</p> <p>第三十三条の二 民事訴訟規則第三十二条、第六十三條及び第六十四條の規定は、法第四十一条の事件について準用する。</p>
<p>(削る)</p>	
<p>(削る)</p>	

新	旧
<p>（この規則の趣旨）</p> <p>第一条 借地借家法（平成三年法律第九十号）<u>第四十七条第二項及び</u>罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第十九条第二項（接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三百二十八号）<u>第二十条</u>において準用する場合を含む。）の規定による鑑定委員（以下「鑑定委員」という。）となるべき者の選任等に関しては、これらの法律に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（選任の不適格事由）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、鑑定委員となるべき者に選任することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 （略） 三 弁護士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は建築士として除名、登録の消除又は免許の取消しの懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者 <p>（削る）</p>	<p>（この規則の趣旨）</p> <p>第一条 借地借家法（平成三年法律第九十号）<u>第四十四条第二項及び</u>罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第十九条第二項（接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三百二十八号）<u>第二十条</u>において準用する場合を含む。）の規定による鑑定委員（以下「鑑定委員」という。）となるべき者の選任等に関しては、これらの法律に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（選任の不適格事由）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、鑑定委員となるべき者に選任することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 （同上） 三 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者 四 <u>不動産鑑定士又は不動産鑑定士補として登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者</u>

(削る)

五 建築士として免許取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

新	旧
<p>（手数料の納付を必要とする申立て）</p> <p>第四条 法別表第一の一七の項下の申立ては、次に掲げる申立てとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）第五条第一項又は第二項の規定による民事執行の停止又は続行を命ずる決定を求める申立て</p> <p>二 民事調停規則第八条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任の許可を求める申立て</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（手数料の納付を必要とする申立て）</p> <p>第四条 法別表第一の一七の項下の申立ては、次に掲げる申立てとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 借地非訟事件手続規則（昭和四十二年最高裁判所規則第一号）第五条第一項ただし書、民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）第八条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）又は家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十五号）第五条第二項の規定による代理人の選任の許可を求める申立て</p> <p>二 民事調停規則第六条第一項又は第二項の規定による民事執行の停止又は続行を命ずる決定を求める申立て</p> <p>（新設）</p> <p>三 家事審判規則第十五条の三第三項（第十五条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による原審判の執行の停止又は執行処分の取消しを命ずる審判又は裁判を求める申立て</p> <p>四 家事審判規則第三十七条（第六十八条、第九十条（第九十一条において準用する場合を含む。）、第二百一条及び第二百十八条において準用する場合を含む。）の規定による処分の取消しの申立て</p>

(削る)

(非訟事件手続規則の準用)

第四条の三 法第九条第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分、同条第八項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第十条第二項の申立て及びその申立てについての裁判並びに法第十五条第一項(法第十六条第二項(法第十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の決定に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則(平成二十四年最高裁判所規則第七号)の規定を準用する。

別表第二(第二条の二関係)

項	上欄	下欄
一〜四(略)		
五	イ ホ (略) ハ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二十七条の二十の規定による申立て ト 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第三十九条第一項の規定による申立て又は家事事件	八百円

五 家事審判規則第一百二十二条の規定による遺産の分割禁止の審判の取消し又は変更の申立て

(新設)

別表第二(第二条の二関係)

項	上欄	下欄
一〜四(同上)		
五	イ ホ (同上) ハ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二十七条第八項の規定による申立て ト 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟	八百円

(略)	六 (略)	<p>手続法(平成二十三年法律第五十二号)第百二十五条第七項(第百七十三条、第百八十条、第百九十四条第八項、第二百一条第十項、第二百二条第三項及び第二百八条において準用する場合を含む。)、第百四十七条及び第百八十九条第三項の規定による処分の取消しの申立て若しくは同法第百九十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)()の規定による申立て</p>
	(同上)	六 (同上)

新	旧
<p>（欠格事由）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者</p> <p>五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者</p> <p>（削る）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二・三 （同上）</p> <p>四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者</p> <p>五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者</p> <p>六 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者</p> <p>七 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務禁止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経</p>

<p>第五条 (略)</p> <p>2 地方裁判所における調停事件の処理のため特に必要があるときは、その地方裁判所は、その管轄区域内の簡易裁判所の民事調停委員に当該地方裁判所の民事調停委員の職務を行わせることができる。</p> <p>3 高等裁判所における調停事件の処理のため特に必要があるときは、その高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所又は簡易裁判所の民事調停委員に当該高等裁判所の民事調停委員の職務を、その管轄区域内の家庭裁判所の家事調停委員に当該高等裁判所の家事調停委員の職務を行わせることができる。</p>	<p>過しない者</p> <p>第五条 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>2 高等裁判所における調停事件の処理のため特に必要があるときは、その高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所の民事調停委員に当該高等裁判所の民事調停委員の職務を行わせることができる。</p>
---	---

新	旧
<p>（任命）</p> <p>第一条 専門委員は、専門的な知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分^{（傍線）}の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者</p> <p>五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）^{（傍線）}第七条第二項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）^{（傍線）}第七条第二項の規定により免</p>	<p>（任命）</p> <p>第一条 専門委員は、専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二・三 （同上）</p> <p>四 弁護士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、建築士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として除名、業務禁止、登録抹消、免許取消し又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由（建築士にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）^{（傍線）}第七条第三号に規定する欠格事由に限る。）に該当する者</p> <p>五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）^{（傍線）}第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者</p>

許を取り消され、再免許を受けていない者

新	旧
<p>（参与員の指定・法第九条）</p> <p>第六条 家庭裁判所は、人事訴訟に係る事件について参与員を指定するに当たっては、当該事件について家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条（調停前置主義）第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件に家事調停委員として関与していない者を指定するように意を用いなければならない。</p> <p>（審問期日の通知・法第三十三条）</p> <p>第二十二条 法第三十三条（事実の調査）第四項の審問期日は、当事者に通知しなければならない。ただし、その通知をすることにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>（事実の調査の通知・法第三十三条等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に通知しなければならない。</p> <p>（家庭裁判所調査官の除斥及び回避・法第三十四条の二）</p> <p>第二十四条の二 民事訴訟規則第十条から第十二条まで（除斥又は忌</p>	<p>（参与員の指定・法第九条）</p> <p>第六条 家庭裁判所は、人事訴訟に係る事件について参与員を指定するに当たっては、当該事件について家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十八条（調停の前置）第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件に家事調停委員として関与していない者を指定するように意を用いなければならない。</p> <p>（審問期日の告知・法第三十三条）</p> <p>第二十二条 法第三十三条（事実の調査）第四項の審問期日は、当事者に告知しなければならない。ただし、その告知をすることにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>（事実の調査の告知・法第三十三条等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避)の規定(忌避に関する部分を除く。)は、家庭裁判所調査官について準用する。

(履行の確保の手續・法第三十九条)

第三十二条 (略)

(削る)

(履行の確保の手續等・法第三十九条等)
第三十二条 (同上)

2 家庭裁判所は、法第四十条(金銭の寄託)第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による金銭の寄託に関する事務を開始した後、義務者から同条第一項の申出がされないで三年を経過し、かつ、その間権利者から法第三十八条(履行の勧告)第一項の申出及び法第三十九条第一項の申立てがされなかった場合には、当該事務を終了させることができる。

新	旧
<p>（管轄の合意の方式・法第二条）</p> <p>第三条 法第二条第一項の合意は、書面でしなければならない。</p> <p>第四条 削除</p> <p>第六条から第八条まで 削除</p>	<p>（管轄の合意の方式・法第二条）</p> <p>第三条 法第一条の合意は、書面でなければならない。</p> <p>（移送の申立ての方式・法第三条）</p> <p>第四条 法第三条の移送の申立ては、労働審判手続の期日においてする場合を除き、書面でなければならない。</p> <p>2 前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。</p> <p>（代理権の証明等・法第四条）</p> <p>第六条 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第二十三条の規定は、労働審判手続における代理人について準用する。</p> <p>（裁判所等に提出すべき書面）</p> <p>第七条 民事訴訟規則第二条及び第三条（第一項第四号を除く。）の規定は、当事者又は代理人が裁判所又は労働審判委員会に提出すべき書面について準用する。</p> <p>（通知）</p>

(労働審判手続の申立書の記載事項等・法第五条)

第九条 労働審判手続の申立書には、申立ての趣旨及び理由並びに第三十七条において準用する非訟事件手続規則(平成二十四年最高裁判所規則第七号)第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

(削る)

2～4 (略)

(労働審判員の除斥及び回避・法第十一条)

第十二条 労働審判員の除斥及び回避については、非訟事件手続規則第八条から第十条までの規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

第八条 労働審判手続における通知は、相当と認める方法によることができる。

2 裁判所書記官は、前項の通知をしたときは、その旨及び通知の方法を記録上明らかにしなければならない。

3 第一項の通知は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合において、裁判所書記官は、その事由を記録上明らかにしなければならない。

(労働審判手続の申立書の記載事項等・法第五条)

第九条 労働審判手続の申立書には、申立ての趣旨及び理由を記載するほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (同上)

四 代理人(代理人がない場合にあつては、申立人)の住所の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)

2～4 (同上)

(労働審判員の除斥・法第十一条)

第十二条 民事訴訟規則第十条及び第十一条の規定は、労働審判員の除斥について準用する。

(答弁書の提出等)

第十六条 相手方は、第十四条第一項の期限までに、第三十七条において準用する非訟事件手続規則第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した答弁書を提出しなければならない。

一～六 (略)

(削る)

2・3 (略)

(書類の送付)

第二十条 (略)

2 (略)

3 当事者が次に掲げる書面を提出するときは、これについて直送をしなければならない。

一～五 (略)

六 第三十五条第一項の書面

(削る)

4 (略)

5 当事者から前項の書類の直送を受けた相手方は、当該書類を受領した旨を記載した書面について直送をするともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の書類の直送をした当事者が、受領した旨を相手方が記載した当該書類を裁判所に提出したときは、この限りでない。

(答弁書の提出等)

第十六条 相手方は、第十四条第一項の期限までに、次に掲げる事項を記載した答弁書を提出しなければならない。

一～六 (同上)

七 代理人(代理人がない場合にあつては、相手方)の住所の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)

2・3 (同上)

(書類の送付)

第二十条 (同上)

2 (同上)

3 当事者が次に掲げる書面を提出するときは、これについて直送をしなければならない。

一～五 (同上)

六 第三十四条第一項の書面

七 第三十四条第二項の費用計算書

4 (同上)

(新設)

<p>(手続の併合についての意見聴取)</p>	<p>第二十三条 (削る)</p>
<p>(略)</p>	<p>(調書の記載事項・法第十四条)</p>
<p>第二十五条 (削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>労働審判手続の調書には、次に掲げる事項を記載し、裁判所書記官が記名押印し、労働審判官が認印しなければならない。労働審判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 申立ての趣旨又は理由の変更及び申立ての取下げ</p> <p>六 証拠調べの概要</p> <p>七 審理の終結</p> <p>八 (略)</p>
<p>(申立ての趣旨又は理由の変更)</p>	<p>第二十六条 (削る)</p>
<p>(削る)</p>	<p>申立ての趣旨又は理由の変更を記載した書面を提出するには、こ</p>
<p>(手続の分離又は併合)</p>	<p>第二十三条 労働審判委員会は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。</p>
<p>2 (同上)</p>	<p>(調書の作成等)</p>
<p>第二十五条 裁判所書記官は、労働審判手続の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。</p>	<p>2 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、労働審判手続の調書を作成しなければならない。</p>
<p>3 労働審判手続の調書には、次に掲げる事項を記載し、裁判所書記官が記名押印し、労働審判官が認印しなければならない。</p>	<p>一～四 (同上)</p> <p>五 申立ての取下げがあったときは、その旨</p> <p>六 証拠調べが実施されたときは、その概要</p> <p>七 審理の終結の宣言があったときは、その旨</p> <p>八 (同上)</p>
<p>(申立ての趣旨又は理由の変更)</p>	<p>第二十六条 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができる。</p>
<p>2 申立ての趣旨又は理由の変更は、書面で行わなければならない。</p>	<p>3 前項の書面を提出するには、これと同時に、その写し二通を提出</p>

れと同時に、その写し三通を提出しなければならない。

2 | (略)

3 | 労働審判手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は理由の変更をした場合（相手方が出頭した労働審判手続の期日においてした場合を除く。）は、労働審判委員会がその変更を許さないときを除き、裁判所は、その期日の調書の謄本を相手方に送付しなければならない。

(審判書の送達・法第二十条)

第二十九条 (略)

2 | 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定（第四十一条、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を除く。）は、法第二十条第四項の規定による送達について準用する。

(審判書に代わる調書の記載事項・法第二十条)

第三十条 法第二十条第七項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十五条各号に掲げる事項

(訴状とみなす書面・法第二十一条)

第三十二条 法第二十一条第一項（法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起が

しなければならない。

4 | (同上)

(新設)

(審判書の送達・法第二十条)

第二十九条 (同上)

2 | 民事訴訟規則第三十九条、第四十三条及び第四十四条の規定は、法第二十条第四項の規定による送達について準用する。

(審判書に代わる調書の記載事項・法第二十条)

第三十条 法第二十条第七項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (同上)

三 第二十五条第三項各号に掲げる事項

(訴状とみなす書面・法第二十一条)

第三十二条 法第二十一条第一項（法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起が

あつたものとみなされたときは、民事訴訟規則第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、第九条第一項の申立書、第二十六条第一項の書面及び労働審判手続の期日において口頭で申立ての趣旨又は理由の変更がされた場合におけるその期日の調書を訴状とみなす。

(申立ての取下げがあつた場合の取扱い・法第二十四条の二等)

第三十四条 (削る)

(略)

(費用の負担等の申立ての方式等・法第二十五条等)

第三十五条 (略)

2 民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、労働審判事件に関する手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条(書類の送付)第一項」とあるのは、「労働審判規則(平成十七年最高裁判所規則第二号)第二十条第一項」と読み替えるものとする。

(閲覧等の制限の申立ての方式等・法第二十六条)

第三十六条 (略)

(非訟事件手続規則の準用)

第三十七条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関して

あつたものとみなされたときは、民事訴訟規則第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、第九条第一項の申立書及び第二十六条第二項の書面を訴状とみなす。

(申立ての取下げの方式等)

第十一条 労働審判手続の申立ての取下げは、労働審判手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2 (同上)

(費用の負担の申立ての方式等・法第二十五条)

第三十四条 (同上)

2 裁判所は、費用の裁判をするについて必要があると認めるときは、当事者に費用計算書の提出を命ずることができる。

(閲覧等の制限の申立ての方式等・法第二十六条)

第三十五条 (同上)

(新設)

は、非訟事件手続規則の規定（同規則第八条から第十一条までの規定中忌避に関する部分並びに同規則第十五条、第二十一条（民事訴訟規則第七十七条を準用する部分を除く。）、第四十四条、第四十五条及び第五十条の規定を除く。）を準用する。

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第九条の二）</p> <p>第二章 第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（申立書の記載事項）</p> <p>第二条 会社非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 事件の表示</p> <p>五 附属書類の表示</p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第九条）</p> <p>第二章 第六章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（申立書の記載事項）</p> <p>第二条 会社非訟事件手続に関する申立書には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 申立ての趣旨及び申立ての原因となる事実</p> <p>2 前項の申立書には、同項各号に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 三（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四（同上）</p> <p>五（同上）</p> <p>六（同上）</p>

九 (略)

- 3 検査役の選任の申立てをするときは、申立ての趣旨において、検査の目的を記載しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、会社非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から第一項第二号又は第二項第二号若しくは第八号に掲げる事項を記載した申立書が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書については、これらの事項を記載することを要しない。

(申立書の添付書類)

第三条 (略)

(削る)

- 2 前項第一号の規定にかかわらず、会社非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から同号に掲げる書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

(申立人に対する資料の提出の求め)

第四条 裁判所は、会社非訟事件手続に関する申立てをした者又はしようとする者に対し、第二条第一項の申立書及び当該申立書に添付すべき書類のほか、申立てを理由づける事実に関する資料、申立てに係る会社に関する資料その他会社非訟事件手続の円滑な進行を図

七 (同上)

- 3 検査役の選任の申立てをするときは、第一項第三号に規定する申立ての趣旨において、検査の目的を記載しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、会社非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から第一項第二号又は第二項第二号若しくは第六号に掲げる事項を記載した申立書が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書については、これらの事項を記載することを要しない。

(申立書の添付書類)

第三条 (同上)

- 2 前項各号に掲げる書類のほか、申立ての原因となる事実についての証拠書類があるときは、その写しを申立書に添付しなければならない。

- 3 第一項第一号の規定にかかわらず、会社非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から同号に掲げる書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

(申立人に対する資料の提出の求め)

第四条 裁判所は、会社非訟事件手続に関する申立てをした者又はしようとする者に対し、第二条第一項の申立書及び前条の規定により当該申立書に添付すべき書類のほか、申立ての原因となる事実に関する資料、申立てに係る会社に関する資料その他会社非訟事件手続

るために必要な資料の提出を求めることができる。

(削る)

の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

(電磁的方法による情報の提供等)

第五条 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

2 裁判所は、陳述の聴取をする際に申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、申立てをした者又はしようとする者に対し、その提出に係る申立書その他の書面の写しを提出することを求めることができる。

(裁判所書記官の事実調査)

第五条 裁判所は、相当と認めるときは、会社非訟事件手続に関する申立てを理由づける事実(特別清算の手続に関する法第五百十四条各号に掲げる事由に係る事実を含む。)の調査を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(裁判所書記官の事実調査)

第六条 裁判所は、相当と認めるときは、会社非訟事件手続に関する申立ての原因となる事実(特別清算の手続に関する法第五百十四条各号に掲げる事由に係る事実を含む。)の調査を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(申立書の写しの提出)

第六条 法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立てをするときは、申立書に当該各号に定める者の数と同数の写しを添付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(参加の申出書の送付等)

第七条 法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立てに係る事件の手續における非訟事件手續法(平成二十三年法律第五十一号)第二十條第二項(同法第二十一條第三項において準用する場合を含む。)

(新設)

(不適法な申立ての却下)

第七条 会社非訟事件手續に関する申立てが明らかに不適法であつてその不備を補正することができないものであるときは、裁判所は、陳述の聴取をしないで、直ちにこれを却下することができる。

(陳述に関する調書)

第八条 法第八百七十条第二号に定める報酬を受ける者の陳述が口頭でされた場合には、その陳述に関する調書は、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

(民事訴訟規則の準用)

第九条 民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第二条、第三条、第四条第一項、第二項及び第六項、第五条、第十五条前段並びに第十八条の規定は、会社非訟事件手續について準用する。

(新設)

の書面には、当事者及び利害関係参加人の数に応じた当該書面の写しを添付しなければならない。

2 前項の事件の事件における非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項（同条第一項の規定による参加の申出に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の書面の写しを送付する方法によつてする。

3 第一項の事件について非訟事件手続法第二十一条第二項の規定による参加の許可の裁判があつたときは、裁判所書記官は、非訟事件手続規則第十五条第三項の規定による通知をするほか、当事者及び利害関係参加人（同法第二十一条第二項の規定による参加の許可の申立てをした者を除く。）に対し、同法第二十一条第三項（同条第二項の規定による参加の許可の申立てに係る部分に限る。）において準用する同法第二十条第二項の書面の写しを送付しなければならない。

（申立ての変更の取扱い）

第八条 法第八十七条第二項各号に掲げる裁判の申立てについて、申立人が書面で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があつたときを除き、裁判所書記官は、その書面を当事者（その変更をした者を除く）、利害関係参加人及び当該各号に定める者に送付しなければならない。

2 法第八十七条第二項各号に掲げる裁判の申立てに係る事件の手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は原因の変更をし

（新設）

た場合には、その変更を許さない旨の裁判があつたときを除き、裁判所書記官は、その期日の調書の謄本を当事者、利害関係参加人及び当該各号に定める者（その期日に出頭した者を除く。）に送付しなければならぬ。

（申立ての取下げがあつた場合の取扱い）

第九条 終局決定がされる前に法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立ての取下げがあつたときは、裁判所書記官は、その旨を当事者、利害関係参加人及び当該各号に定める者に通知しなければならない。終局決定がされた後に同項各号に掲げる裁判の申立ての取下げがあつた場合において、裁判所が取下げを許可したときも、同様とする。

2 法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判の申立ての取下げについては、非訟事件手続規則第四十九条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

（抗告状の写しの添付）

第九条の二 法第八百七十条第二項各号に掲げる裁判に対する即時抗告をするときは、抗告状に申立人及び当該各号に定める者（抗告人を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならない。

（即時抗告に係る事件記録の送付）

第十一条 検査役の報酬の額の設定に対する即時抗告があつた場合において、原裁判所が原審の記録を送付する必要がないと認めるとき

（新設）

（新設）

（即時抗告に係る事件記録の送付）

第十一条 検査役の報酬の額の設定に対する即時抗告があつた場合において、原裁判所が検査役の選任に係る事件の記録を送付する必要

は、非訟事件手続規則第五十三条第二項及び第六十三条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2 前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が原審の記録が必要であると認めるときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

(即時抗告に係る事件記録の送付)

第十五条 特別清算の手続における非訟事件手続規則第五十三条第一項(同規則第七十条において準用する場合を含む。)の規定による事件の送付は、特別清算裁判所の裁判所書記官が、特別清算事件の記録を抗告裁判所の裁判所書記官に送付してするものとする。この場合において、裁判所が特別清算事件の記録を送付する必要がないと認めるときは、特別清算裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2 (略)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十八条 法第八百八十六条(第五項を除く。)の規定は、第一章及びこの章の規定又は非訟事件手続規則(同規則において準用する民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の規定を含む。第三項において同じ。)に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件について準用する。

がないと認めるときは、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2 前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が検査役の選任に係る事件の記録が必要であると認めるときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

(即時抗告に係る事件記録の送付)

第十五条 即時抗告があつた場合において、裁判所が特別清算事件の記録を送付する必要がないと認めるときは、特別清算裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2 (同上)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十八条 法第八百八十六条の規定は、第一章及びこの章の規定(これらの章において準用する民事訴訟規則の規定を含む。第三項において同じ。)に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件について準用する。

<p>2 (略)</p> <p>3 裁判所は、利害関係人の閲覧に供するため必要があると認めるときは、法第八百八十六条第一項に規定する規定、第一章及びこの章の規定又は非訟事件手続規則の規定に基づき書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(非訟事件手続規則の適用除外)</p> <p>第二十条 非訟事件手続規則第三十五条(民事訴訟規則第四十一条及び第四十二条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、法第八百八十三条に規定する裁判書の送達については、適用しない。</p> <p>(役員等責任査定決定の申立書等の送付)</p> <p>第三十四条 法第五百四十五条第一項の申立てをする者は、当該申立てをする際、申立書及び証拠書類の写しについて相手方に直送をしなければならぬ。</p> <p>(削る)</p>
<p>2 (同上)</p> <p>3 裁判所は、利害関係人の閲覧に供するため必要があると認めるときは、法第八百八十六条第一項に規定する規定又は第一章及びこの章の規定に基づき書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。</p> <p>4 (同上)</p>	<p>(民事訴訟規則の準用)</p> <p>第二十条 民事訴訟規則第九条の規定は法第八百八十条第二項の規定による移送について、同規則第三十三条の規定は第十八条第二項の文書その他の物件の正本、謄本又は抄本について、同規則第一編第五章第四節(第四十一条、第四十二条、第四十五条及び第四十七条を除く。)の規定は法第八百八十三条に規定する裁判書の送達について準用する。</p> <p>(役員等責任査定決定の申立書等の送付)</p> <p>第三十四条 法第五百四十五条第一項の申立てをする者は、当該申立てをする際、申立書及び証拠書類の写しを相手方に送付しなければならぬ。</p> <p>2 民事訴訟規則第四十七条(第三項を除く。)の規定は、前項の規定による送付について準用する。</p> <p>(民事訴訟規則の準用)</p>

第四十一条 削除

(信託法の規定による非訟事件の手続への準用)

第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法(平成十八年法律第八号)の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「会社(法第八百六十八条第三項に規定する裁判の申立てに係る事件)については、社債を発行した会社。以下この章において同じ。」の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地並びに受託者の氏名又は名称」と、第三条第一項中「申立書」とあるのは「申立書(限定責任信託に係るものに限る。)」と、「次に掲げる書類」とあるのは「申立てに係る限定責任信託の登記に係る登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。

2~4 (略)

(削る)

5| (略)

第四十一条 民事訴訟規則第三十三条の規定は、前条の資料の正本、謄本又は抄本について準用する。

(信託法の規定による非訟事件の手続への準用)

第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法(平成十八年法律第八号)の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「会社(法第八百六十八条第三項に規定する裁判の申立てに係る事件)については、社債を発行した会社。以下この章において同じ。」の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地並びに受託者の氏名又は名称」と、第三条第一項中「申立書」とあるのは「申立書(限定責任信託に係るものに限る。)」と、「次に掲げる書類」とあるのは「申立てに係る限定責任信託の登記に係る登記事項証明書」と、同条第二項中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「前条第一項の申立書には、前項に規定する書面」と、同条第三項中「第一項第一号」とあるのは「第一項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。

2~4 (同上)

5| 民事訴訟規則第三十三条の規定は、前項の資料の正本、謄本又は抄本について準用する。

6| (同上)

一般社団法人等非訟事件手続規則（平成二十年最高裁判所規則第九号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五<u>条</u>）</p> <p>第二章 検査役の選任の手続に関する特則（第六<u>条</u>・第七<u>条</u>）</p> <p>第三章 解散命令の手続に関する特則（第八<u>条</u> 第十二<u>条</u>）</p> <p>第四章 雑則（第十三<u>条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（申立書の記載事項）</p> <p>第二条 一般社団法人等非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければなら ない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 事件の表示</p> <p>四 附属書類の表示</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第九<u>条</u>）</p> <p>第二章 検査役の選任の手続に関する特則（第十<u>条</u>・第十一<u>条</u>）</p> <p>第三章 解散命令の手続に関する特則（第十二<u>条</u> 第十七<u>条</u>）</p> <p>第四章 雑則（第十八<u>条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（申立書の記載事項）</p> <p>第二条 一般社団法人等非訟事件手続に関する申立書には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 申立ての趣旨及び申立ての原因となる事実</p> <p>2 前項の申立書には、同項各号に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

3 検査役の選任の申立てをするときは、申立ての趣旨において、検査の目的を記載しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般社団法人等非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から第一項第二号又は第二項第七号に掲げる事項を記載した申立書が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書については、これらの事項を記載することを要しない。

(申立書の添付書類)

第三条 (略)

(削る)

2 前項第一号の規定にかかわらず、一般社団法人等非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から同号に掲げる書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

(申立人に対する資料の提出の求め)

第四条 裁判所は、一般社団法人等非訟事件手続に関する申立てをし

- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

3 検査役の選任の申立てをするときは、第一項第三号に規定する申立ての趣旨において、検査の目的を記載しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般社団法人等非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から第一項第二号又は第二項第五号に掲げる事項を記載した申立書が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書については、これらの事項を記載することを要しない。

(申立書の添付書類)

第三条 (同上)

2 前項各号に掲げる書類のほか、申立ての原因となる事実についての証拠書類があるときは、その写しを申立書に添付しなければならない。

3 第一項第一号の規定にかかわらず、一般社団法人等非訟事件手続に関し、申立人又は代理人から同号に掲げる書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

(申立人に対する資料の提出の求め)

第四条 裁判所は、一般社団法人等非訟事件手続に関する申立てをし

た者又はしようとする者に対し、第二条第一項の申立書及び当該申立書に添付すべき書類のほか、申立てを理由づける事実に関する資料、申立てに係る一般社団法人等に関する資料その他一般社団法人等非訟事件手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

(削る)

(裁判所書記官の事実調査)

第五条 裁判所は、相当と認めるときは、一般社団法人等非訟事件手

た者又はしようとする者に対し、第二条第一項の申立書及び前条の規定により当該申立書に添付すべき書類のほか、申立ての原因となる事実に関する資料、申立てに係る一般社団法人等に関する資料その他一般社団法人等非訟事件手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

(電磁的方法による情報の提供等)

第五条 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

2 裁判所は、陳述の聴取をする際に申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、申立てをした者又はしようとする者に対し、その提出に係る申立書その他の書面の写しを提出することを求めることができる。

(裁判所書記官の事実調査)

第六条 裁判所は、相当と認めるときは、一般社団法人等非訟事件手

続に関する申立てを理由づけける事実の調査を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(削る)

続に関する申立ての原因となる事実の調査を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(不適法な申立ての却下)

第七条 一般社団法人等非訟事件手続に関する申立てが明らかに不適法であつてその不備を補正することができないものであるときは、裁判所は、陳述の聴取をしないで、直ちにこれを却下することができる。

(陳述に関する調書)

第八条 法第二百八十九条第二号に定める報酬を受ける者の陳述が口頭でされた場合には、その陳述に関する調書は、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

(民事訴訟規則の準用)

第九条 民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第二条、第三条、第四条第一項、第二項及び第六項、第五条、第十五条前段並びに第十八条の規定は、一般社団法人等非訟事件手続について準用する。

(報告書の提出期限の定め)

第六条 (略)

(報告書の提出期限の定め)

第十条 (同上)

(即時抗告に係る事件記録の送付)

(即時抗告に係る事件記録の送付)

第七条 検査役の報酬の額の決定に対する即時抗告があつた場合において、原裁判所が原審の記録を送付する必要がないと認めるときは、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第五十三条第二項及び第六十三条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2 前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が原審の記録が必要であると認めるときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

（管理人の選任等）

第八条 （略）

（管理人に対する監督）

第九条 （略）

（管理人の報酬の額）

第十条 （略）

（即時抗告に係る事件記録の送付）

第十一条 第七条の規定は、管理人の報酬の額の決定に対する即時抗告があつた場合について準用する。

第十一条 検査役の報酬の額の決定に対する即時抗告があつた場合において、原裁判所が検査役の選任に係る事件の記録を送付する必要がないと認めるときは、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2 前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が検査役の選任に係る事件の記録が必要であると認めるときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

（管理人の選任等）

第十二条 （同上）

（管理人に対する監督）

第十三条 （同上）

（管理人の報酬の額）

第十四条 （同上）

（即時抗告に係る事件記録の送付）

第十五条 第十一条の規定は、管理人の報酬の額の決定に対する即時抗告があつた場合について準用する。

<p>(報告又は計算に関する資料の閲覧等) 第十二条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(裁判による登記の嘱託) 第十三条 (略)</p>	<p>(報告又は計算に関する資料の閲覧等) 第十六条 (同上)</p> <p>(民事訴訟規則の準用) 第十七条 民事訴訟規則第三十三条の規定は、法第二百九十八条第一項の資料の正本、謄本又は抄本について準用する。</p> <p>(裁判による登記の嘱託) 第十八条 (同上)</p>
---	---